

令和 6 年 3 月

太 田 市 議 会 定 例 会 議 案

目 次

番号	議案番号	件名	ページ
1	議案第 1 号	太田市教育委員会委員任命の同意について	1
2	議案第 2 号	人権擁護委員候補者の推薦について	2
3	議案第 3 号	人権擁護委員候補者の推薦について	3
4	議案第 4 号	人権擁護委員候補者の推薦について	4
5	議案第 5 号	人権擁護委員候補者の推薦について	5
6	議案第 6 号	令和 5 年度太田市一般会計補正予算（第 9 号）について	6 (別冊)
7	議案第 7 号	令和 5 年度太田市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について	
8	議案第 8 号	令和 5 年度太田市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について	
9	議案第 9 号	令和 5 年度太田市下水道事業等会計補正予算（第 3 号）について	
1 0	議案第 1 0 号	令和 6 年度太田市一般会計予算について	7 (別冊)
1 1	議案第 1 1 号	令和 6 年度太田市国民健康保険特別会計予算について	
1 2	議案第 1 2 号	令和 6 年度太田市後期高齢者医療特別会計予算について	
1 3	議案第 1 3 号	令和 6 年度太田市八王子山墓園特別会計予算について	
1 4	議案第 1 4 号	令和 6 年度太田市介護保険特別会計予算について	
1 5	議案第 1 5 号	令和 6 年度太田市太陽光発電事業特別会計予算について	
1 6	議案第 1 6 号	令和 6 年度太田市下水道事業等会計予算について	

番号	議案番号	件名	ページ
17	議案第17号	太田市事務分掌条例の一部改正について	8
18	議案第18号	太田市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の制定について	9
19	議案第19号	太田市消防団条例の一部改正について	16
20	議案第20号	太田市手数料条例の一部改正について（消防関係事務手数料）	19
21	議案第21号	太田市男女共同参画社会の形成及びジェンダー平等の推進に関する条例の制定について	22
22	議案第22号	太田市手数料条例の一部改正について（戸籍等関係事務手数料）	28
23	議案第23号	太田市ふれあいセンター条例の一部改正について	32
24	議案第24号	太田市行政センター条例の一部改正について	33
25	議案第25号	太田市体育施設条例の一部改正について	34
26	議案第26号	太田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について（学校衛生管理医）	36
27	議案第27号	太田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	38
28	議案第28号	太田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	40
29	議案第29号	太田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について	54
30	議案第30号	太田市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	61

番号	議案番号	件名	ページ
31	議案第31号	太田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について	66
32	議案第32号	太田市介護保険条例の一部改正について	71
33	議案第33号	太田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について（農業委員会）	74
34	議案第34号	太田市手数料条例の一部改正について（建築関係事務手数料）	75
35	議案第35号	太田市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料条例の一部改正について	76
36	議案第36号	太田市空家等対策の推進に関する条例の一部改正について	78
37	議案第37号	太田市公共下水道事業設置条例の一部改正について	80
38	議案第38号	太田市公園条例の一部改正について	81
39	議案第39号	財産の取得について（消防ポンプ自動車）	84
40	議案第40号	財産の取得について（小学校教師用指導書一式）	87
41	議案第41号	市道路線の廃止及び認定について	89
42	議案第42号	（仮称）太田市スケートパーク本体整備工事請負契約の変更について	93

議案第1号

太田市教育委員会委員任命の同意について

太田市教育委員会委員野村路子は、令和6年4月27日任期満了になるため、その後任に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和6年2月15日提出

太田市長 清水 聖 義

- 1 住 所
- 2 氏 名
- 3 生年月日

議案第2号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員松島茂は、令和6年6月30日任期満了になるため、後任候補者に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和6年2月15日提出

太田市長 清水 聖 義

- 1 住 所
- 2 氏 名
- 3 生年月日

議案第 3 号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員増田文江は、令和 6 年 3 月 3 1 日任期満了となり、人権擁護委員法（昭和 2 4 年法律第 1 3 9 号）第 9 条ただし書の規定により、後任者が委嘱されるまでの間、その職務を行うところ、後任候補者に次の者を推薦したいので、同法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

令和 6 年 2 月 1 5 日提出

太田市長 清 水 聖 義

- 1 住 所
- 2 氏 名
- 3 生年月日

議案第4号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員塚田清美は、令和6年6月30日任期満了になるため、後任候補者に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和6年2月15日提出

太田市長 清水 聖 義

- 1 住 所
- 2 氏 名
- 3 生年月日

議案第 5 号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員橋本誠次は、令和 6 年 3 月 3 1 日任期満了になるため、後任候補者に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 2 4 年法律第 1 3 9 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

令和 6 年 2 月 1 5 日提出

太田市長 清 水 聖 義

- 1 住 所
- 2 氏 名
- 3 生年月日

議案第6号 令和5年度太田市一般会計補正予算（第9号）について 別冊

議案第7号 令和5年度太田市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について 別冊

議案第8号 令和5年度太田市介護保険特別会計補正予算（第3号）について 別冊

議案第9号 令和5年度太田市下水道事業等会計補正予算（第3号）について 別冊

議案第 10 号 令和 6 年度太田市一般会計予算について 別冊

議案第 11 号 令和 6 年度太田市国民健康保険特別会計予算について
別冊

議案第 12 号 令和 6 年度太田市後期高齢者医療特別会計予算について
別冊

議案第 13 号 令和 6 年度太田市八王子山墓園特別会計予算について
別冊

議案第 14 号 令和 6 年度太田市介護保険特別会計予算について 別冊

議案第 15 号 令和 6 年度太田市太陽光発電事業特別会計予算について
別冊

議案第 16 号 令和 6 年度太田市下水道事業等会計予算について 別冊

議案第17号

太田市事務分掌条例の一部改正について
太田市事務分掌条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年2月15日提出

太田市長 清水 聖 義

太田市事務分掌条例の一部を改正する条例
太田市事務分掌条例（平成17年太田市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中第10号を第11号とし、第4号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 地域振興部

第2条第4号中エからカまでを削り、同条中第11号を第12号とし、第5号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 地域振興部

ア 地域コミュニティに関する事項

イ 行政センターに関する事項

ウ 生涯学習に関する事項

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第18号

太田市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の制定について

太田市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例を次のとおり制定する。

令和6年2月15日提出

太田市長 清水 聖 義

太田市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例
(趣旨)

第1条 この条例は、地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）附則第5項において準用する地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第38条第4項の規定に基づき、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第57条に規定する単純な労務に雇用される職員（以下「技能労務職員」という。）の給与の種類及び基準を定めるものとする。

(給与の種類)

第2条 技能労務職員で常時勤務を要する者及び地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。

2 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって、手当を除いた全額とする。

3 手当の種類は、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。

(給料表)

第3条 給料については、職員の職務及び種類に応じ、必要な種類の給料表を設けるものとする。

2 給料表の給料額は、職務の級及び当該職務の級ごとの号給を設けて定めるものとする。

3 給料表の種類、給料表に定める職務の級及び号給の数並びに各職務の級における最低の号給の給料額及び号給間の給料額の差額は、地方公営企業法第38条第2項及び第3項の規定の趣旨に従って定めなければならない。

(扶養手当)

第4条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主として、その職員の扶養を受けているものをいう。

(1) 配偶者（届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。第8条において同じ。）

(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

(4) 満60歳以上の父母及び祖父母

(5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある
弟妹

(6) 重度の心身障害者

(地域手当)

第5条 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して市長が定める地域に在勤する職員に支給する。

(住居手当)

第6条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

(1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借

り受け、市長が別に定める額を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（市長が別に定める職員を除く。）

- (2) 第8条の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（市長が別に定める住宅を除く。）を借り受け、市長が別に定める額を超える家賃を支払っているもの又はこれと権衡上必要があると認められるものとして市長が別に定めるもの

（通勤手当）

第7条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下この号から第3号までにおいて「交通機関等」という。）を利用して、その運賃又は料金（以下この号から第3号までにおいて「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）
- (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で市長が別に定めるもの（以下この号及び次号において「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）
- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤

距離が片道２キロメートル未満であるものを除く。)

(単身赴任手当)

第８条 単身赴任手当は、公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の市長が別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することになった職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居から当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して市長が別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員に対して支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する公署に通勤することが、通勤距離等を考慮して市長が別に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

２ 前項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上市長が必要があると認める職員には、同項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

(特殊勤務手当)

第９条 特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員に対して支給する。

(時間外勤務手当)

第１０条 時間外勤務手当は、正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員に対して、当該正規の勤務時間を超えて勤務した全時間について支給する。

(休日勤務手当)

第１１条 休日勤務手当は、休日等において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に対して、当該勤務した全時間について支給する。

2 前項の休日等とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日をいい、毎日曜日を週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）と定められている職員以外の職員にあっては、当該休日が週休日に当たるときは、市長が別に定める日をいう。）及び年末年始の休日等（12月29日から翌年の1月3日までの日（同法に規定する休日を除く。以下同じ。）をいい、代休日を指定されて、12月29日から翌年の1月3日までの日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該日に代わる代休日をいう。）をいう。

（夜間勤務手当）

第12条 夜間勤務手当は、正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員に対して、その間に勤務した全時間について支給する。

（期末手当）

第13条 期末手当は、6月1日及び12月1日にそれぞれ在職する職員に対して、その在職期間に応じて支給する。

（勤勉手当）

第14条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日にそれぞれ在職する職員に対して、その者の勤務期間及び勤務成績に応じて支給する。

（退職手当）

第15条 職員が勤続期間6月以上で退職した場合又は勤続期間6月未満で退職した場合で次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、退職手当を支給する。

- (1) 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じたため退職した場合
- (2) 傷い疾病により、その職に堪えず退職した場合

(3) 前2号に掲げる場合のほか、本人の意に反して退職した場合

(4) 在職中に死亡した場合

2 前項の退職手当は、次の各号のいずれかに該当する者には支給しない。

(1) 地方公務員法第28条第4項の規定により失職した者

(2) 地方公務員法第29条の規定により懲戒免職の処分を受けた者

(3) 地方公営企業等の労働関係に関する法律第11条の規定に違反して退職させられた者

3 労働基準法（昭和22年法律第49号）第20条及び第21条又は船員法（昭和22年法律第100号）第46条の規定により解雇予告手当又は雇止手当を支払う場合においては、これに相当する額を減額して退職手当を支給するものとする。

4 勤続期間12月以上（特定退職者（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第23条第2項に規定する特定受給資格者に相当するものとして市長が別に定めるものをいう。以下この条において同じ。）にあっては、6月以上）で退職した職員が退職の日の翌日から起算して1年以内に失業している場合においてその者が同法に規定する基本手当の額に達する退職手当の支給を受けていないときは、その差額に相当する金額を同法の規定による基本手当の支給の条件に従い、退職手当として支給する。

（会計年度技能労務職員の給与の種類及び基準）

第16条 第2条及び第3条の規定にかかわらず、地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員として任用される技能労務職員の給与の種類及び基準については、太田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年太田市条例第27号）の規定の適用を受ける者の例による。

（委任）

第17条 この条例に定めるもののほか、技能労務職員の給与に関し

必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
(太田市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)
- 2 太田市一般職の職員の給与に関する条例（平成17年太田市条例第66号）の一部を次のように改正する。

第35条を削り、第36条を第35条とし、第37条を第36条とする。

議案第19号

太田市消防団条例の一部改正について
太田市消防団条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年2月15日提出

太田市長 清水 聖 義

太田市消防団条例の一部を改正する条例

太田市消防団条例（平成17年太田市条例第246号）の一部を次のように改正する。

第11条ただし書中「火災及びその他の災害」を「災害等（火災、水災、震災その他の消防機関が対応する必要がある災害又はそれらの発生のおそれのある事象をいう。以下同じ。）」に改める。

第15条の見出しを「(報酬)」に改め、同条中「及び手当」を削り、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

団員の報酬は、年額報酬及び出動報酬とする。ただし、機能別団員には、年額報酬を支給しない。

第15条に次の1項を加える。

- 3 前2項の規定にかかわらず、1月から3月まで、4月から6月まで、7月から9月まで及び10月から12月までの各区分による期間（以下「四半期」という。）において勤務実績のない消防団員には、当該四半期については年額報酬を支給しない。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第15条関係）

年額報酬

区分	金額
----	----

基本団員	団長	年額	3 2 4, 2 0 0 円
	副団長	〃	1 9 8, 0 0 0 円
	本部員	〃	1 7 2, 3 0 0 円
	分団長	〃	1 6 7, 2 0 0 円
	副分団長	〃	1 0 6, 4 0 0 円
	部長	〃	8 3, 0 0 0 円
	班長	〃	7 8, 1 0 0 円
	団員	〃	7 2, 0 0 0 円

出動報酬

区分	種別	支給単位	金額
基本団員	災害等出動	4 時間以内の出動 1 回につき	4, 0 0 0 円
		4 時間を超え 8 時間以内の出動 1 回につき	8, 0 0 0 円
	災害等出動 以外の出動	4 時間以内の警戒、訓練等に係る出動 1 回につき	2, 0 0 0 円
		4 時間を超え 8 時間以内の警戒、訓練等に係る出動 1 回につき	4, 0 0 0 円
		その他団長の招集命令による職務に従事した場合 1 回につき	1, 0 0 0 円
機能別団員		1 日につき	2, 0 0 0 円

備考

- 1 この表において災害等出動とは、災害等のために出動したもののうち、消防長が別に定めるものをいう。
- 2 この表において災害等出動以外の出動とは、災害等出動以外で出動したもののうち、消防長が別に定めるものをいう。
- 3 災害等出動に係る出動報酬については、8 時間を超える出動となった場合は、8, 0 0 0 円に 1, 0 0 0 円を加算し、以後 1 時間を超えるごとに同額を加算する。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第20号

太田市手数料条例の一部改正について
太田市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年2月15日提出

太田市長 清水 聖 義

太田市手数料条例の一部を改正する条例
太田市手数料条例（平成17年太田市条例第79号）の一部を次のように改正する。

「

別表第7中

危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの	1,180,000円
危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満のもの	1,410,000円
危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満のもの	1,590,000円
危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満のもの	1,950,000円
危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満のもの	2,270,000円
危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満のもの	4,550,000円

を

危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満のもの	5,820,000円
危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上のもの	7,070,000円

」

「

危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの	1,450,000円
危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満のもの	1,720,000円
危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満のもの	1,920,000円
危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満のもの	2,360,000円
危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満のもの	2,740,000円
危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満のもの	5,640,000円
危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満のもの	7,240,000円
危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上のもの	8,790,000円

に改める。

」

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第21号

太田市男女共同参画社会の形成及びジェンダー平等の推進に関する条例の制定について

太田市男女共同参画社会の形成及びジェンダー平等の推進に関する条例を次のとおり制定する。

令和6年2月15日提出

太田市長 清水 聖 義

太田市男女共同参画社会の形成及びジェンダー平等の推進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画社会の形成及びジェンダー平等の推進に関し、基本理念を定め、並びに市、市民、事業者及び教育関係者の責務を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の必要な事項を定めることにより、性別等による不平等がなく、全ての人が個人として尊重され、個性及び能力を発揮し、並びに社会的責任を分かち合い、かつ、あらゆる分野における活動に参画できる社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社

会をいう。

- (2) ジェンダー平等 市民一人ひとりが、社会的・文化的に形成された性別並びにジェンダーアイデンティティ、性的指向及び性表現にかかわらず、等しく権利、資源、機会、責任等を有することにより、その個性及び能力を十分に発揮できる状態をいう。
- (3) 市民 市内に居住する者、市内で働く者、市内で学ぶ者その他市内で活動する者をいう。
- (4) 事業者 営利、非営利等の別にかかわらず、市内で事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。
- (5) 教育関係者 市内において、学校教育又は社会教育に携わる個人及び法人その他の団体をいう。
- (6) 性別等 生物学的な性別、ジェンダーアイデンティティ、性的指向等をいう。
- (7) ジェンダーアイデンティティ 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和5年法律第68号）第2条第2項に規定するジェンダーアイデンティティをいう。
- (8) 性的指向 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律第2条第1項に規定する性的指向をいう。
- (9) 性表現 服装、髪型、仕草、言葉遣い等自己の性についての表現をいう。
- (10) リプロダクティブ・ヘルス／ライツ 平成6年にエジプトのカイロで開催された国際人口開発会議で採択されたカイロ行動計画に記載された女性の性及び生殖に関する健康及び権利をいう。
- (11) ワーク・ライフ・バランス やりがい及び充実感を感じながら働き、かつ、仕事上の責任を果たすとともに、家庭、地域生活等においても、多様な生き方を選択することができることにより、

仕事と生活の調和が図られることをいう。

- (12) セクシュアル・ハラスメント 職場において行われる、労働者の意に反する性的な言動に対する労働者の対応によりその労働者が労働条件について不利益を受け、又は性的な言動により就業環境が害されることをいう。
- (13) 婚姻、妊娠、出産、育児休業等に関するハラスメント 職場において行われる上司又は同僚からの言動により、婚姻した労働者若しくは妊娠し、若しくは出産した女性労働者又は育児休業等の申出をし、若しくはこれを取得した労働者の就業環境が害されることをいう。
- (14) ドメスティック・バイオレンス 配偶者、交際相手その他の親密な関係にある者又はあった者からの身体的、精神的、社会的、経済的又は性的な暴力をいう。
- (15) ストーカー行為 ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第2条第4項に規定するストーカー行為をいう。

（基本理念）

第3条 男女共同参画社会の形成及びジェンダー平等の推進は、次に掲げる理念に基づいて行われなければならない。

- (1) 全ての人が、性別等にかかわらず、個人として尊重され、かつ、あらゆる暴力及び差別的な取扱いを受けないこと。
- (2) 全ての人が、性別等にかかわらず、その個性及び能力を十分に発揮することができる環境が整備されること。
- (3) 全ての人が、社会の対等な構成員として、あらゆる分野における活動方針の立案及び決定に平等に参画する機会が確保されること。
- (4) 全ての人が、リプロダクティブ・ヘルス／ライツを理解し、かつ、互いに尊重するとともに、対等な関係のもとで、生涯にわた

り健康な生活を営むことができること。

(5) 全ての人が、性別等にかかわらずワーク・ライフ・バランスを実現できること。

(6) 家事、育児及び介護をはじめとする家庭生活及び職場並びに学校及び地域をはじめとする社会生活に存在する性別による固定的な役割分担等を反映した社会制度又は慣行を見直すこと。

(7) 学校教育及び社会教育の場において、生涯を通して、男女共同参画社会の形成及びジェンダー平等の推進に向けた取組が行われること。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念に基づき、男女共同参画社会の形成及びジェンダー平等の推進に関する施策を策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、前項の施策を実施するに当たっては、市民、事業者及び教育関係者との協働に努めるとともに、国、他の地方公共団体及び関係団体と連携しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、男女共同参画社会の形成及びジェンダー平等の推進について理解を深め、その推進に努めるものとする。

2 市民は、市が実施する男女共同参画社会の形成及びジェンダー平等の推進に関する施策に協力するとともに、その目的の達成に努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、男女共同参画社会の形成及びジェンダー平等の推進について理解を深め、事業活動を行うに当たっては、その推進に努めるとともに、雇用の分野における均等な機会及び待遇の確保に努めるものとする。

2 事業者は、全ての従業員がワーク・ライフ・バランスを実現でき

る職場環境の整備に努めるものとする。

3 事業者は、市が実施する男女共同参画社会の形成及びジェンダー平等の推進に関する施策に協力するとともに、その目的の達成に努めるものとする。

4 事業者は、セクシュアル・ハラスメント及び婚姻、妊娠、出産、育児休業等に関するハラスメントの根絶に努めるものとする。

(教育関係者の責務)

第7条 教育関係者は、男女共同参画社会の形成及びジェンダー平等の推進についての理解を深めるとともに、その推進に果たす教育の重要性を認識した上で、教育を行うよう努めなければならない。

2 教育関係者は、市が実施する男女共同参画社会の形成及びジェンダー平等の推進に関する施策に協力するとともに、その目的の達成に努めなければならない。

(性別等に起因する差別的な取扱い等の禁止)

第8条 何人も、性別等に起因する差別的な取扱いその他の性別等に起因する人権侵害を行ってはならない。

2 何人も、ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為並びにセクシュアル・ハラスメント及び婚姻、妊娠、出産、育児休業等に関するハラスメントを行ってはならない。

3 何人も、他人のジェンダーアイデンティティ又は性的指向に関して、公表を強制し、若しくは禁止し、又は本人の意に反して公にすることはならない。

4 何人も、情報の発信に当たっては、性別等による人権侵害に当たる表現又は性別による役割分担を助長し、若しくは連想させる表現を用いないよう配慮しなければならない。

(基本計画)

第9条 市は、市の区域における男女共同参画社会の形成及びジェンダー平等の推進に関する施策についての基本的な計画（以下「基本

計画」という。)を定めなければならない。

2 市は、基本計画を定めるに当たっては、市民、事業者及び教育関係者の意見を反映するよう必要な措置を講じなければならない。

3 市は、基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(苦情等への対応)

第10条 市民、事業者及び教育関係者は、男女共同参画社会の形成及びジェンダー平等の推進に関する事項について、市に対して、相談を行い、又は苦情若しくは意見の申立てを行うことができる。

2 市は、前項の規定による相談又は苦情若しくは意見の申立てを受けたときは、国、他の地方公共団体及び関係団体と連携し、その解決に努めなければならない。

(その他)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 22 号

太田市手数料条例の一部改正について
太田市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 6 年 2 月 15 日提出

太田市長 清 水 聖 義

太田市手数料条例の一部を改正する条例

太田市手数料条例（平成 17 年太田市条例第 79 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 戸籍法（昭和 22 年法律第 224 号）第 10 条第 1 項、第 10 条の 2 第 1 項から第 5 項まで若しくは第 126 条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第 120 条第 1 項若しくは第 126 条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付の項中「第 120 条第 1 項」の次に「、第 120 条の 2 第 1 項」を加え、「磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「戸籍証明書」に改め、同表戸籍法第 10 条第 1 項、第 10 条の 2 第 1 項から第 5 項まで又は第 126 条の規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明書の交付の項の次に次のように加える。

戸籍法第 120 条の 3 第 2 項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成 14 年法律第 151 号）第 7 条第 1 項の規定により同法第	戸籍電子証明書提供用識別符号 1 件につき 400 円
--	-----------------------------

6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）

別表第2戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付の項中「第120条第1項」の次に「、第120条の2第1項」を加え、「磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「除籍証明書」に改め、同表戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付の項中「若しくは同法第126条」を「又は同法第126条」に改め、同項の次に次のように加える。

戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）	除籍電子証明書提供用識別符号1件につき 700円
--	---------------------------------

別表第2戸籍法第48条第1項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付又は同法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）若しくは第126条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付の項中「又は同法」を「、同法」に改め、「事項の証明書の交付」の次に「又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付」を加え、同表戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届書その他市長の受理した書類を閲覧に供する事務の項中「事務」の次に「又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届

書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務」を加え、「書類 1 件につき」を「書類又は届書等情報の内容を表示したものの 1 件につき」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 3 月 1 日から施行する。

議案第 23 号

太田市ふれあいセンター条例の一部改正について
太田市ふれあいセンター条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 6 年 2 月 15 日提出

太田市長 清 水 聖 義

太田市ふれあいセンター条例の一部を改正する条例
太田市ふれあいセンター条例（平成 17 年太田市条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

別表太田市南ふれあいセンターの部に次のように加える。

和室 1	30 人	400 円	400 円	400 円	1,200 円
和室 2	40 人	500 円	500 円	500 円	1,500 円
和室 3	40 人	500 円	500 円	500 円	1,500 円
談話室	1 時間につき 100 円とする。ただし、1 時間未満の利用は、1 時間とみなす。				

別表備考中「利用時間は」を「太田市南ふれあいセンターの談話室以外の利用時間は」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議案第24号

太田市行政センター条例の一部改正について
太田市行政センター条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年2月15日提出

太田市長 清水 聖 義

太田市行政センター条例の一部を改正する条例
太田市行政センター条例（平成17年太田市条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表第1 太田市休泊行政センターの部中

「

サークル室	45人	650円	650円	650円	1,950円
-------	-----	------	------	------	--------

を

」

「

第1サークル室	45人	650円	650円	650円	1,950円
第2サークル室	45人	650円	650円	650円	1,950円
第3サークル室	45人	650円	650円	650円	1,950円

に

」

改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 25 号

太田市体育施設条例の一部改正について
太田市体育施設条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 6 年 2 月 15 日提出

太田市長 清 水 聖 義

太田市体育施設条例の一部を改正する条例
太田市体育施設条例（平成 17 年太田市条例第 144 号）の一部
を次のように改正する。

別表第 1 新田体育施設の部太田市新田サッカー場の項の次に次の
ように加える。

エアリススケートパーク太田	太田市新田金井町 26 番地 1
---------------	------------------

別表第 2 中

「

夜間照明（全面）	照明料（1 時間につき）	1,000 円
----------	--------------	---------

4 藪塚本町体育施設

を

」

「

夜間照明（全面）	照明料（1 時間につき）	1,000 円
----------	--------------	---------

(8) エアリススケートパーク太田

ア 専用利用

金額	備考
15,000 円	(ア) 午前 9 時から午前 12 時まで、午前 12 時から午後 3 時まで、午後 3 時から午後 6 時まで及び午後 6 時から午後 9 時までそれぞれにつき (イ) 照明料は、1 時間につき 3,000 円とする。

に

イ 個人利用

区分		使用料	備考
競技エリア	平日	高校生以下 300円	1日につき
		その他の者 600円	
	土日祝	高校生以下 360円	1日につき
		その他の者 720円	
観覧エリア	全日	100円	1日につき

4 藪塚本町体育施設

改める。

別表第3中

Dセット	椅子1,000脚	22,000円
	放送設備	
	マット全面	

6 太田市藪塚本町社会体育館

Dセット	椅子1,000脚	22,000円
	放送設備	
	マット全面	

6 エアリスケートパーク太田

附属器具使用料

器具の名称	金額	備考
スケートボード	500円	1台、1回につき
ヘルメット	200円	1個、1回につき
プロテクター	300円	1式、1回につき

7 太田市藪塚本町社会体育館

改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

議案第 26 号

太田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

太田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 6 年 2 月 15 日提出

太田市長 清 水 聖 義

太田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

太田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成 17 年太田市条例第 62 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

学校衛生管理医	小中学校	〃	36,000円
	市立太田高校	〃	72,000円

を

」

「

学校衛生管理医	小中学校	〃	36,000円
	義務教育学校	〃	72,000円
	市立太田高校	〃	72,000円

に

」

改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第27号

太田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

太田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年2月15日提出

太田市長 清水 聖 義

太田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

太田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年太田市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども」の次に「の数」を、「公正な方法」の次に「（第4項において「選考方法」という。）」を加え、同条第3項中「第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども」の次に「の数」を加え、同条第4項中「特定教育・保育施設」を「前2項の特定教育・保育施設」に、「前2項に規定する選考の方法」を「選考方法」に改める。

第15条第1項第2号中「同条第9項」を「同条第10項」に改める。

第35条第2項中「第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」の次に「の数」を加える。

第36条第2項中「第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」の次に「の数」を加え、同条第

3項中「第19条第1号」とあるのは「第19条第2号」と、「利用している同号」とあるのは「利用している同条第1号又は第2号」を「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」に改める。

第51条第2項中「第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」の次に「の数」を加える。

第52条第2項中「第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」の次に「の数」を加える。

第53条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 28 号

太田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

太田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 6 年 2 月 15 日提出

太田市長 清 水 聖 義

太田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

太田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 25 年太田市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 5 項第 5 号中「第 6 5 条」を「第 6 5 条第 1 項」に改め、同項中第 1 1 号を削り、第 1 2 号を第 1 1 号とし、同条第 6 項ただし書中「当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」を「当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」に、「同一施設内」を「同一敷地内」に改める。

第 7 条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第 2 4 条中第 9 号を第 1 1 号とし、第 8 号を第 1 0 号とし、第 7 号の次に次の 2 号を加える。

(8) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

- (9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第34条第1項中「重要事項」の次に「(以下この条において単に「重要事項」という。)」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第42条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第7号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第8号とし、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 第24条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第47条第3項ただし書中「当該夜間対応型訪問介護事業所」を「当該指定夜間対応型訪問介護事業所」に改め、同条第4項中第11号を削り、第12号を第11号とし、同条第5項ただし書及び第6項中「当該夜間対応型訪問介護事業所」を「当該指定夜間対応型訪問介護事業所」に改める。

第48条ただし書中「同一敷地内の」を削る。

第51条中第7号を第9号とし、第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

- (5) 指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

- (6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その

際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第58条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 第51条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
第59条の4ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第59条の9中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

- (5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第59条の19第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 第59条の9第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第59条の20の3後段中「同項第3号」を「同項第4号」に、「同項第4号」を「同項第5号」に改める。

第59条の24第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第59条の30中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第59条の37第2項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第7号を同項第8号とし、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 第59条の30第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第62条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第65条第2項中「指定介護療養型医療施設」を「健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設」に改める。

第66条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第70条中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第71条第1項中「及び次条」を削る。

第79条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第70条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第82条第6項の表中「、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）」を削る。

第83条第1項ただし書中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が、指定夜間対応型訪問介護事業者、指定訪問介護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。）」を「他の事業所、施

設等の職務」に改め、同条第3項中「第112条」の次に「、第192条第3項」を加える。

第92条第5号中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）」を「身体的拘束等」に改め、同条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第106条の次に次の1条を加える。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第106条の2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。

第107条第2項第3号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第111条第1項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは

併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」を削る。

第121条ただし書中「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により」を削る。

第125条中第3項を第8項とし、第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

- 2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。
 - (1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
 - (2) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- 3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。
- 4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（以下「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。以下同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第127条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第128条中「及び第104条」を「、第104条及び第106条の2」に改める。

第130条第7項中第2号を削り、第3号を第2号とし、同条に次の1項を加える。

11 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第1項第2号アの規定の適用については、当該規定中「1」とあるのは、「0.9」とする。

(1) 第149条において準用する第106条の2に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。

ア 利用者の安全及びケアの質の確保

イ 地域密着型特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮

ウ 緊急時の体制整備

エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検

オ 地域密着型特定施設従業者に対する研修

(2) 介護機器を複数種類活用していること。

(3) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、地域密着型特定施設従業者間の適切な役割分担を

行っていること。

- (4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。

第131条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第147条中第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

- 2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。
 - (1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
 - (2) 当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- 3 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。
- 4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着

型特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第148条第2項第2号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第149条中「及び第99条」を「、第99条及び第106条の2」に改める。

第151条第8項第3号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は介護支援専門員（指定介護療養型医療施設の場合に限る。）」を削る。

第152条第1項第6号中「医療法」の次に「(昭和23年法律第205号)」を加える。

第165条の2中「医師」の次に「及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関」を加え、同条に次の1項を加える。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

第166条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第167条第5号及び第6号中「に規定する」を「の規定による」に、「を記録する」を「の記録を行う」に改め、同条第7号中「に規定する」を「の規定による」に、「記録する」を「の記録を行う」に改める。

第172条を次のように改める。

(協力医療機関等)

第172条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第3号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。）を定めておかなければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこ

ととしても差し支えない。

- (1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
 - (2) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
 - (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。
- 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。
 - 3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
 - 4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
 - 5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。
 - 6 指定地域密着型介護老人福祉施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。
- 第176条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第177条中「及び第59条の17第1項から第4項まで」を「、第59条の17第1項から第4項まで及び第106条の2」に改める。

第187条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第189条中「第59条の17第1項から第4項まで」の次に「、第106条の2」を加える。

第191条第7項中第4号を削り、第5号を第4号とする。

第192条第1項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第7項各号に掲げる施設等」を削る。

第197条第1号中「療養上の管理の下で」を「当該利用者の居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、日常生活上の世話及び機能訓練並びに療養上の世話又は必要な診療の補助を」に改め、同条中第11号を第12号とし、第7号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、看護小規模多機能型居宅介護従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 看護小規模多機能型居宅介護従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第201条第2項第3号及び第6号から第9号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第202条中「及び第106条」を「、第106条及び第106条

の２」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和６年４月１日から施行する。

(重要事項の掲示に係る経過措置)

- 2 この条例の施行の日から令和７年３月３１日までの間は、この条例による改正後の太田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第３４条第３項（新条例第５９条、第５９条の２０、第５９条の２０の３、第５９条の３８、第８０条、第１０８条、第１２８条、第１４９条、第１７７条、第１８９条及び第２０２条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは、「削除」とする。

(身体拘束等の適正化に係る経過措置)

- 3 この条例の施行の日から令和７年３月３１日までの間は、新条例第９２条第７号及び第１９７条第７号の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置）

- 4 この条例の施行の日から令和９年３月３１日までの間は、新条例第１０６条の２（新条例第１２８条、第１４９条、第１７７条、第１８９条及び第２０２条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条中「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。

(協力医療機関との連携に関する経過措置)

- 5 この条例の施行の日から令和９年３月３１日までの間は、新条例

第172条第1項(新条例第189条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。

議案第 29 号

太田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について

太田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 6 年 2 月 15 日提出

太田市長 清水 聖 義

太田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

太田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成 25 年太田市条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第 9 条第 2 項中「指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号）附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第 26 条の規定による改正前の法第 48 条第 1 項第 3 号に規定する指定介護療養型医

療施設をいう。第44条第6項において同じ。）」を「健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設」に改める。

第10条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第32条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第40条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第42条第11号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第42条第14号中「第12号」を「第14号」に改め、同号を同条第16号とし、同条中第10号から第13号までを2号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の2号を加える。

(10) 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(11) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その

際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第44条第6項の表中「、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）」を削る。

第45条第1項ただし書中「当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第6条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。）の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に係る指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者（同項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。）が、指定夜間対応型訪問介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第47条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業者をいう。））、指定訪問介護事業者（群馬県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年群馬県条例第88号。以下「群馬県指定居宅サービス等基準条例」という。）第6条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。）又は指定訪問看護事業者（群馬県指定居宅サービス等基準条例第65条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。）」を「他の事業所、施設等の職務」に改める。

第53条第1項中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）」を「身体的拘束等」に改め、同

条に次の１項を加える。

３ 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を３月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第６３条の次に次の１条を加える。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第６３条の２ 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。

第６４条第２項第３号から第７号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第７２条第１項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所」を削る。

第７９条ただし書中「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により」を削る。

第８３条中第３項を第８項とし、第２項を第７項とし、第１項の次

に次の５項を加える。

- 2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。
 - (1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
 - (2) 当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- 3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、１年に１回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。
- 4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成１０年法律第１１４号）第６条第１７項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第７項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第８項に規定する指定感染症又は同条第９項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 6 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防

認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第85条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第86条中「及び第61条」を「、第61条及び第63条の2」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(重要事項の掲示に係る経過措置)

- 2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、この条例による改正後の太田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第32条第3項（新条例第65条及び第86条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは、「削除」とする。

(身体的拘束等の適正化に係る経過措置)

- 3 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、新条例第53条第3項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置）

- 4 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間は、新条例第63条の2（新条例第86条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条中「しなければ」とあるのは、「する

よう努めなければ」 とする。

議案第30号

太田市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

太田市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年2月15日提出

太田市長 清水 聖 義

太田市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

太田市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（平成30年太田市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「利用者の数が35」を「利用者の数（当該指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定を併せて受け、又は法第115条の23第3項の規定により地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から委託を受けて、当該指定居宅介護支援事業所において指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。以下この項及び第16条第26号において同じ。）を行う場合にあっては、当該事業所における指定居宅介護支援の利用者の数に当該事業所における指定介護予防支援の利用者の数に3分の1を乗じた数を加えた数。次項において同じ。）が44」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、指定居宅介護支援事業所が、公益社団法人国民健康保険中央会（昭和34年1月1日に社団法人国民健康保険中央会という名称で設立された法人をいう。）が運用及び管理

を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合における第1項に規定する員数の基準は、利用者の数が49又はその端数を増すごとに1とする。

第6条第3項第2号中「同一敷地内にある」を削る。

第7条第2項中「あらかじめ」の次に「、利用者又はその家族に対し」を加え、「、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合」を削り、同条第8項を同条第9項とし、同条第7項各号列記以外の部分中「第4項」を「第5項」に改め、同項第1号中「第4項各号」を「第5項各号」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「第4項第1号」を「第5項第1号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「第7項」を「第8項」に改め、同項を同条第5項とし、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画

に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。

第16条第2号の次に次の2号を加える。

(2)の2 指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

(2)の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第16条第14号中「主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師」を「主治の医師等又は薬剤師」に改め、同条第15号ア中「、利用者の居宅を訪問し」を削り、同号中イをウとし、アの次に次のように加える。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であつて、少なくとも2月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができるものとする。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定していること。

b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うこ

とができること。

- c 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

第16条第30号中「基づき」の次に「、地域包括支援センターの設置者である」を加える。

第25条第1項中「重要事項」の次に「(以下この条において単に「重要事項」という。)」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第32条第2項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 第16条第2号の3の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
(重要事項の掲示に係る経過措置)
- 2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、この条例による改正後の太田市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第25条第3項（新条例第33条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは、

「削除」とする。

議案第 3 1 号

太田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について

太田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 6 年 2 月 1 5 日提出

太田市長 清 水 聖 義

太田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

太田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成 2 7 年太田市条例第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、「（以下「指定介護予防支援事業所」という。）」を削り、同条に次の 1 項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに 1 以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の介護支援専門員を置かなければならない。

第 6 条第 1 項中「指定介護予防支援事業所」を「当該指定に係る事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。）」に改め、同条第 2 項中「前項に規定する」を「地域包括支援センターの設置者である指

定介護予防支援事業者が前項の規定により置く」に改め、同条に次の2項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が第1項の規定により置く管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門員（以下この項において「主任介護支援専門員」という。）でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を第1項に規定する管理者とすることができる。

4 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合

(2) 管理者が他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

第7条第2項中「あらかじめ」の次に「、利用者又はその家族に対し」を加え、同条第3項中「担当職員」の次に「(指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合にあつては、介護支援専門員。以下この章及び次章において同じ。)」を加える。

第13条に次の2項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用につ

いて説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

第14条中「前条」を「前条第1項」に改める。

第15条中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、同条第1号中「(平成11年厚生省令第36号)」を削り、同条第4号中「規定」の次に「(第33条第29号の規定を除く。)」を加える。

第16条第1項中「第41条第10項」を「法第41条第10項」に改める。

第24条第1項中「重要事項」の次に「(以下この条において単に「重要事項」という。)」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第31条第2項第2号エ中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第33条第2号の3の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（同条第2号の2及び第2号の3において「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第33条第2号の次に次の2号を加える。

(2)の2 指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(2)の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第33条第16号ア中「及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し」を削り、同号ウを同号オとし、同号イ中「訪問しない月」の次に「(イただし書の規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者に面接する月を除く。)」を加え、同号イを同号エとし、同号アの次に次のように加える。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月ごとの期間（以下この号において単に「期間」という。）について、少なくとも連続する2期間に1回、利用者の居宅を訪問し、面接するときは、利用者の居宅を訪問しない期間において、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができる。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定していること。

b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

c 担当職員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

ウ サービスの評価期間が終了する月及び利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接す

ること。

第33条に次の1号を加える。

- (29) 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の30の2第1項の規定により市町村長から情報の提供を求められた場合には、その求めに応じなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第16条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

(重要事項の掲示に係る経過措置)

- 2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、この条例による改正後の太田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「新条例」という。）第24条第3項（新条例第35条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは、「削除」とする。

議案第32号

太田市介護保険条例の一部改正について
太田市介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年2月15日提出

太田市長 清水 聖 義

太田市介護保険条例の一部を改正する条例

太田市介護保険条例（平成17年太田市条例第171号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項第1号中「35,300円」を「32,100円」に改め、同項第2号中「53,000円」を「48,400円」に改め、同項第3号中「53,000円」を「48,700円」に改め、同項第6号中「88,300円」を「91,900円」に改め、同号イ中「又は第11号イ」を「、第11号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イ」に改め、同項第7号中「94,000円」を「106,000円」に改め、同号ア中「190万円」を「210万円」に改め、同号イ中「又は第11号イ」を「、第11号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イ」に改め、同項第8号中「116,600円」を「120,100円」に改め、同号ア中「290万円」を「320万円」に改め、同号イ中「又は第11号イ」を「、第11号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イ」に改め、同項第9号中「127,200円」を「134,300円」に改め、同号ア中「400万円」を「420万円」に改め、同号イ中「又は第11号イ」を「、第11号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イ」に改め、

同項第10号中「134, 300円」を「148, 400円」に改め、同号ア中「700万円」を「520万円」に改め、同号イ中「又は次号イ」を「、次号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イ」に改め、同項第11号中「147, 000円」を「162, 600円」に改め、同号ア中「1, 000万円」を「620万円」に改め、同号イ中「部分を除く。）」の次に「、次号イ、第13号イ又は第14号イ」を加え、同項第12号中「159, 000円」を「205, 000円」に改め、同号を同項第15号とし、同項第11号の次に次の3号を加える。

(12) 次のいずれかに該当する者 176, 700円

ア 合計所得金額が720万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ又は第14号イに該当する者を除く。）

(13) 次のいずれかに該当する者 190, 800円

ア 合計所得金額が820万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(14) 次のいずれかに該当する者 197, 900円

ア 合計所得金額が1, 000万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状

態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

第8条第2項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「21,200円」を「20,100円」に改め、同条第3項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「21,200円」を「20,100円」に、「35,300円」を「34,200円」に改め、同条第4項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「21,200円」を「20,100円」に、「49,400円」を「48,400円」に改める。

第10条第3項中「又は第9号ロ」を「、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ、第12号ロ又は第13号ロ」に、「第39条第1項第1号から第9号まで」を「第39条第1項第1号から第13号まで」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第8条の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度分までの保険料については、なお従前の例による。

議案第33号

太田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

太田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年2月15日提出

太田市長 清水 聖 義

太田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

太田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年太田市条例第62号)の一部を次のように改正する。

別表第1農業委員会の項中「744,000円」を「888,000円」に、「576,000円」を「696,000円」に、「480,000円」を「576,000円」に、「420,000円」を「504,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 3 4 号

太田市手数料条例の一部改正について
太田市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 6 年 2 月 1 5 日提出

太田市長 清 水 聖 義

太田市手数料条例の一部を改正する条例
太田市手数料条例（平成 1 7 年太田市条例第 7 9 号）の一部を次のように改正する。

別表第 6 建築基準法第 8 7 条の 3 第 7 項の規定に基づく使用の許可の申請に対する審査の項の次に次のように加える。

建築基準法施行令（昭和 2 5 年政令第 3 3 8 号）第 1 3 7 条の 1 2 第 6 項の規定に基づく大規模の修繕又は大規模の模様替の認定の申請に対する審査	2 7, 0 0 0 円
建築基準法施行令第 1 3 7 条の 1 2 第 7 項の規定に基づく大規模の修繕又は大規模の模様替の認定の申請に対する審査	2 7, 0 0 0 円

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議案第35号

太田市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係
手数料条例の一部改正について

太田市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料
条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年2月15日提出

太田市長 清水 聖 義

太田市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係
手数料条例の一部を改正する条例

太田市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料
条例（平成28年太田市条例第40号）の一部を次のように改正す
る。

題名を次のように改める。

太田市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関
係手数料条例

第1条中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建
築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

第1条の2第2項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する
法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法
律施行規則」に改める。

第2条第1項第1号中「省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)に規
定する基準」の次に「、同号イ(1)及びロ(2)に規定する基準、同号
イ(2)及びロ(1)に規定する基準」を加え、同項第3号イ(イ)中「省
令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準」の次に「、同号

イ(1)及びロ(2)に規定する基準、同号イ(2)及びロ(1)に規定する基準」を加え、同条第3項の表第1号の項中「省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)に規定する基準」の次に「、同号イ(1)及びロ(2)に規定する基準、同号イ(2)及びロ(1)に規定する基準」を加え、同表第3号イ(イ)の項中「省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準」の次に「、同号イ(1)及びロ(2)に規定する基準、同号イ(2)及びロ(1)に規定する基準」を加える。

第3条第1項第1号中「省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に規定する基準」の次に「、同号イ(1)及びロ(2)に規定する基準、同号イ(1)及びロ(3)に規定する基準、同号イ(2)及びロ(1)に規定する基準、同号イ(3)及びロ(1)に規定する基準」を、「同号イ(2)及びロ(2)に規定する基準」の次に「、同号イ(2)及びロ(3)に規定する基準又はイ(3)及びロ(2)に規定する基準」を加え、同条第2項の表第1号の項中「省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に規定する基準」の次に「、同号イ(1)及びロ(2)に規定する基準、同号イ(1)及びロ(3)に規定する基準、同号イ(2)及びロ(1)に規定する基準、同号イ(3)及びロ(1)に規定する基準」を、「同号イ(2)及びロ(2)に規定する基準」の次に「、同号イ(2)及びロ(3)に規定する基準又は同号イ(3)及びロ(2)に規定する基準」を加える。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第2条及び第3条の改正規定は、公布の日から施行する。

議案第36号

太田市空家等対策の推進に関する条例の一部改正について
太田市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年2月15日提出

太田市長 清水 聖 義

太田市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例
太田市空家等対策の推進に関する条例（平成27年太田市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

3 この条例において「管理不全空家等」とは、適切な管理が行われていないことによりそのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれのある状態にあると認められる空家等をいう。

第3条中「を行わなければ」を「に努めるとともに、市が実施する空家等に関する施策に協力するよう努めなければ」に改める。

第4条中「第6条第1項」を「第7条第1項」に、「その他の空家等に関する」を「その他の空家等に関して」に、「ものとする」を「よう努めなければならない」に改める。

第5条第1項中「ものとする」を「よう努めなければならない」に改め、同条第2項中「市民等は、」の次に「管理不全空家等又は」を加える。

第6条中「第6条第1項」を「第7条第1項」に改める。

第7条第1項中「第7条第1項」を「第8条第1項」に改める。

第10条中「第13条」を「第15条」に改める。

第12条を第13条とし、第11条を第12条とし、第10条の次に次の1条を加える。

(緊急安全措置)

第11条 市長は、空家等の状態に起因して人の生命、身体又は財産に被害が生ずるおそれがあり、かつ、当該被害を防止するための緊急の必要があると認めるときは、当該被害を防止するために必要な最小限度の措置を講ずることができる。

2 市長は、前項の措置を講じようとする場合においては、あらかじめ、当該措置を講じようとする空家等の所有者等に対し、当該措置に係る空家等の所在地及び当該措置の内容の通知（過失がなくて当該所有者等を確知することができない場合にあっては、公告）をしなければならない。ただし、緊急、かつ、やむを得ないと認められる場合は、当該措置を講じた後に当該所有者等に通知し、又は公告するものとする。

3 市長は、第1項の措置に要した費用を当該措置に係る空家等の所有者等に請求するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 37 号

太田市公共下水道事業設置条例の一部改正について
太田市公共下水道事業設置条例の一部を改正する条例を次のとおり
制定する。

令和 6 年 2 月 15 日提出

太田市長 清 水 聖 義

太田市公共下水道事業設置条例の一部を改正する条例
太田市公共下水道事業設置条例(平成 17 年太田市条例第 228 号)
の一部を次のように改正する。

第 2 条の表新田処理区の項中「25, 180」を「26, 419」
に、「783. 6」を「792. 1」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第38号

太田市公園条例の一部改正について
太田市公園条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年2月15日提出

太田市長 清水 聖 義

太田市公園条例の一部を改正する条例
太田市公園条例（平成17年太田市条例第223号）の一部を次のように改正する。

別表第4第3号の表を次のように改める。

(3) 公園を占用する場合

占用物件名		単位	金額
第1種電柱		1本1年につき	570円
第2種電柱			870円
第3種電柱			1,200円
第1種電話柱			510円
第2種電話柱			810円
第3種電話柱			1,100円
その他の柱類			51円
共架電線その他上空に設ける線類		1メートル1年につき	5円
地下に設ける電線その他の線類			3円
変圧塔その他これに類するもの		1個1年につき	1,000円
電柱、電話柱、電線、変圧塔その他これらに類するもので上記以外のもの		1平方メートル1年につき	1,000円
管類	外径が0.07メートル未満のもの	1メートル1年につき	21円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		30円

外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		45円
外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		61円
外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		91円
外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		120円
外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		210円
外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		300円
外径が1メートル以上のもの		610円
通路、鉄道、軌道、公共駐車場その他これらに類する施設で地下に設けられるもの	1平方メートル1年につき	1,000円
公衆電話所	1個1年につき	1,000円
郵便差出箱及び信書便差出箱		420円
競技会、集会、展示会等の催しのための仮設工作物	1平方メートル1日につき	18円
標識	1本1年につき	810円
索道及び鋼索鉄道	1平方メートル1年につき	1,000円
工事用足場、詰所その他の工事用施設	1平方メートル1月につき	180円
土石、竹木、瓦その他の工事用材料の置場		180円
市街地再開発事業によって建築される施設建築物に入居することとなるものを一時収容するため必要な施設		100円
その他の物件	使用の形態を勘案してその都度市長が定める額	

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第4第3号の表の規定は、この条例の施行の日以後の占用に係る使用料について適用し、同日前の占用に係る使用料については、なお従前の例による。

議案第39号

財産の取得について

次のとおり消防ポンプ自動車を取得するものとする。

令和6年2月15日提出

太田市長 清水 聖 義

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 取得財産 | 消防ポンプ自動車 2台 |
| 2 | 取得の目的 | 消防団の消防装備の充実強化を図るため |
| 3 | 取得予定価格 | 39,075,080円 |
| 4 | 取得の方法 | 指名競争入札 |
| 5 | 契約の相手方 | 茨城県古河市幸町1番45号
小池株式会社
代表取締役 小池 裕之 |

財産の取得について附属資料

1 取得財産の概要

項 目	内 容
車両の種類	消防ポンプ自動車
車両総重量	5. 0 t 未満
エ ン ジ ン	水冷直列ディーゼルエンジン
総 排 気 量	4. 0 0 L 以上
最 高 出 力	1 3 0 P S 以上
積 載 品	救助資機材、救急資機材、手動式ホースカー、L E D 発電照明装置、ドライブレコーダー等
仕 様	シ ャ シ：トヨタダイナ消防シャシ キ ャ ブ：4 ドアダブルキャブハイルーフ型 二輪駆動方式 ポ ン プ：A－2 級二段バランスタービンポンプ 規格放水性能：0. 8 5 M P a において放水量毎 分 2. 6 m ³ 以上

2 契約履行期間

契約締結の日から

令和 7 年 3 月 3 1 日まで

3 配置先

太田市消防団

第 2 分団第 2 部（飯塚町）

第 3 分団第 1 部（高林東町）

4 指名競争入札指名業者

ジーエムいちはら工業株式会社

株式会社モリタ東京支店

温井自動車工業株式会社

株式会社佐藤工業所

小池株式会社

株式会社ナカムラ消防化学東京営業所

日本機械工業株式会社本社営業部

長野ポンプ株式会社東京営業所

議案第40号

財産の取得について

次のとおり小学校教師用指導書一式を取得するものとする。

令和6年2月15日提出

太田市長 清水 聖 義

- | | |
|----------|--|
| 1 取得財産 | 小学校教師用指導書一式 |
| 2 取得の目的 | 小学校用教科書の改訂に伴い、市立小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）における学習指導用として取得するもの |
| 3 取得予定価格 | 77,136,840円 |
| 4 取得の方法 | 随意契約 |
| 5 契約の相手方 | 太田市本町14番27号
株式会社ナカムラヤ
代表取締役社長 中村 光雄 |

財産の取得について附属資料

1 取得財産の概要

区分	取得数 (冊)	取得予定価格 (円)
第1学年用指導書（ひろがる言葉小学校国語 1上 ほか15種類）	530	9, 117, 350
第2学年用指導書（ひろがる言葉小学校国語 2上 ほか11種類）	355	7, 149, 670
第3学年用指導書（ひろがる言葉小学校国語 3上 ほか19種類）	577	14, 034, 570
第4学年用指導書（ひろがる言葉小学校国語 4上 ほか18種類）	555	12, 294, 150
第5学年用指導書（ひろがる言葉小学校国語 5上 ほか21種類）	694	16, 998, 300
第6学年用指導書（ひろがる言葉小学校国語 6上 ほか23種類）	743	17, 542, 800
合 計	3, 454	77, 136, 840

2 契約履行期間

契約締結の日から

令和6年3月25日まで

議案第41号

市道路線の廃止及び認定について

市道路線を次のとおり廃止し、及び認定したいので、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項及び第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年2月15日提出

太田市長 清水 聖 義

廃止路線

番号	整理番号	路線名	起	点	重要な 経過地
			終	点	
1	12-548	太田高林五庵548号線	太田市 高林南町294番1	地先	なし
			太田市 高林南町293番15	地先	
2	13-37	太田沖野二番耕地37号線	太田市 沖野町194番	地先	なし
			太田市 沖野町194番	地先	
3	13-746	太田泉町746号線	太田市 泉町1503番1	地先	なし
			太田市 泉町1513番1	地先	
4	13-993	太田福沢新田993号線	太田市 福沢町264番1	地先	なし
			太田市 福沢町266番8	地先	
5	16-475	太田只上矢部475号線	太田市 只上町475番3	地先	なし
			太田市 只上町476番3	地先	
6	16-1036	太田渡良瀬土地改良1036号線	太田市 只上町1275番1	地先	なし
			太田市 只上町201番2	地先	
7	16-1037	太田渡良瀬土地改良1037号線	太田市 只上町1279番	地先	なし
			太田市 只上町1274番	地先	
8	21-466	新田東西466号線	太田市 新田小金井町823番1	地先	なし
			太田市 新田小金井町823番1	地先	
9	31-121	尾島東部121号線	太田市 岩松町149番7	地先	なし
			太田市 阿久津町15番2	地先	
10	31-127	尾島東部127号線	太田市 岩松町254番	地先	なし
			太田市 阿久津町19番	地先	

認定路線

番号	整理番号	路 線 名	起 点	重要な 経過地
			終 点	
1	11-399	太田小舞木町399号線	太田市 小舞木町555番2 地先 太田市 小舞木町555番5 地先	なし
2	12-1478	太田東矢島町1478号線	太田市 東矢島町1092番1 地先 太田市 東矢島町1043番29 地先	なし
3	12-1479	太田東矢島町1479号線	太田市 東矢島町1043番33 地先 太田市 東矢島町1043番27 地先	なし
4	12-1480	太田東矢島町1480号線	太田市 東矢島町1043番13 地先 太田市 東矢島町1043番27 地先	なし
5	12-1481	太田下浜田町1481号線	太田市 下浜田町729番3 地先 太田市 下浜田町729番10 地先	なし
6	12-1482	太田内ヶ島町1482号線	太田市 内ヶ島町405番1 地先 太田市 内ヶ島町405番3 地先	なし
7	12-1483	太田内ヶ島町1483号線	太田市 内ヶ島町444番 地先 太田市 内ヶ島町430番19 地先	なし
8	13-1330	太田新道町1330号線	太田市 新道町1番1 地先 太田市 新道町1番5 地先	なし
9	13-1331	太田沖野町1331号線	太田市 沖野町194番4 地先 太田市 沖野町194番3 地先	なし
10	13-1332	太田下田島町1332号線	太田市 下田島町1233番4 地先 太田市 下田島町1233番6 地先	なし
11	13-1333	太田下田島町1333号線	太田市 下田島町1243番402 地先 太田市 下田島町1243番399 地先	なし
12	13-1334	太田泉町1334号線	太田市 泉町1523番1 地先 太田市 泉町1508番1 地先	なし
13	13-1335	太田福沢町1335号線	太田市 福沢町266番5 地先 太田市 福沢町264番11 地先	なし
14	14-1551	太田鳥山上町1551号線	太田市 鳥山上町1239番1 地先 太田市 鳥山上町1232番10 地先	なし
15	14-1552	太田鳥山上町1552号線	太田市 鳥山上町1232番9 地先 太田市 鳥山上町1235番1 地先	なし
16	14-1553	太田鳥山上町1553号線	太田市 鳥山上町1232番11 地先 太田市 鳥山上町1232番11 地先	なし
17	16-1303	太田東新町1303号線	太田市 東新町248番2 地先 太田市 東新町248番9 地先	なし
18	16-1304	太田只上町1304号線	太田市 只上町227番 地先 太田市 只上町201番2 地先	なし
19	21-793	新田東西793号線	太田市 新田木崎町1166番19 地先 太田市 新田木崎町1166番23 地先	なし
20	21-794	新田東西794号線	太田市 新田木崎町1131番5 地先 太田市 新田木崎町1131番12 地先	なし

認定路線

番号	整理番号	路 線 名	起 点	重要な 経過地
			終 点	
21	31-457	尾島東部457号線	太田市 岩松町149番7	なし
			太田市 阿久津町153番1	
22	44-689	藪塚本町第四689号線	太田市 大原町31番18	なし
			太田市 大原町31番8	
23	44-690	藪塚本町第四690号線	太田市 大原町40番7	なし
			太田市 大原町40番68	
24	44-691	藪塚本町第四691号線	太田市 大原町40番73	なし
			太田市 大原町40番74	
25	44-692	藪塚本町第四692号線	太田市 藪塚町1548番55	なし
			太田市 藪塚町1548番59	

議案第42号

(仮称) 太田市スケートパーク本体整備工事請負契約の変更に
ついて

令和5年6月15日に契約を締結した(仮称) 太田市スケートパーク本体整備工事請負契約について、その一部を変更する契約を次のとおり締結するものとする。

令和6年2月15日提出

太田市長 清水 聖 義

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 目 的 | (仮称) 太田市スケートパーク本体整備工事 |
| 2 | 工 事 場 所 | 太田市新田金井町地内 |
| 3 | 契 約 金 額 | 変更前 129,800,000円
変更後 167,013,000円 |
| 4 | 契約の相手方 | 太田市下小林町62番地1
岩崎工業株式会社
代表取締役 岩 崎 武 則 |

(仮称) 太田市スケートパーク本体整備工事請負契約の変更に
ついて附属資料

1 工事の概要

敷地造成工	一式
スケートパーク工	一式
施設工	一式
排水設備工	一式
給水設備工	一式
給電設備工	一式

2 工期

変更前	着工年月日	令和5年6月16日
	完成予定年月日	令和6年3月15日
変更後	着工年月日	令和5年6月16日
	完成予定年月日	令和6年5月31日

3 契約変更理由

当初は観覧席のみ日陰を設ける予定であったが、地元の愛好家団体より日陰増設の強い要望があった。他市の同様施設へヒアリングしたところ、特に夏場の日陰ニーズは大きいとのことで、実際に増設した施設も多かった。これを踏まえ、本施設の現場条件やコストを考慮した上で、園路の一部にシェルターを増設したい。

また、当初想定できていなかった環境への配慮について、シェルター一体型の太陽光発電設備があると分かったことから、本施設の想定使用電力量、売電収益等を再検証した上で、観覧席のシェルターを太陽光発電設備一体型の二次製品へ変更したい。

位置図



工事場所

新田庁舎

文化会館総合体育館

新田保健センター

計画平面図（変更）

